

平成 29 年 2 月 22 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人
代表者名 執行役員 福田 直樹
(コード番号 : 8963)

資産運用会社名
コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 直樹
問合せ先 企画部長 粉生 潤
(TEL 03-5411-2731)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 29 年 2 月 22 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しについて下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集による新投資口発行(一般募集)

(1) 募集投資口数 : 185,000 口

(2) 払込金額 : 未定

(発行価額) 平成 29 年 3 月 6 日(月)から平成 29 年 3 月 8 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に開催する役員会において決定します。なお、払込金額(発行価額)とは、本投資法人が本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)1 口当たりの払込金として下記(5)記載の引受人から受け取る金額をいいます。

(3) 払込金額 : 未定

(発行価額)の総額

(4) 発行価格 : 未定

(募集価格)

発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における本投資口の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。

(5) 募集方法 : 一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社及び野村証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に全投資口を買取受けさせます。なお、上記募集投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といいます。)されることがあります。日本国内において販売される投資口数(以下「国内募集口数」といいます。)の見込数は 146,150 口であり、海外販

ご注意 : 本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧いただき、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

売に係る投資口数（以下「海外販売口数」といいます。）は 38,850 口を見込んでおります。国内募集口数及び海外販売口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。なお、本投資法人が既に発行した本投資口及び一般募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の総額の占める割合は、100 分の 50 を超えるものとします。

- (6) 引受契約の内容：引受人は、下記(9)記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。
- (7) 申込単位：1 口以上 1 口単位
- (8) 申込期間：発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (9) 払込期日：平成 29 年 3 月 13 日(月)から平成 29 年 3 月 15 日(水)までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とします。
- (10) 受渡期日：上記(9)記載の払込期日の翌営業日とします。
- (11) 発行価格（募集価格）、払込金額（発行価額）、その他新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定します。
- (12) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>を参照のこと。）

- (1) 売出人：みずほ証券株式会社
- (2) 売出投資口数：9,250 口
上記売出投資口数は、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数です。上記売出投資口数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。
- (3) 売出価格：未定
発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。なお、売出価格は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売出価額の総額：未定
- (5) 売出方法：一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である Calliope 合同会社（以下「カリオペ」といいます。）から 9,250 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出しを行います。
- (6) 申込単位：1 口以上 1 口単位
- (7) 申込期間：一般募集における申込期間と同一とします。
- (8) 受渡期日：一般募集における受渡期日と同一とします。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
- (10) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定します。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 : 9,250 口
- (2) 払込金額 : 未定
(発行価額) 発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。なお、払込金額(発行価額)は、一般募集における払込金額(発行価額)と同一とします。
- (3) 払込金額 : 未定
(発行価額)の総額
- (4) 割当先及び投資口数 : みずほ証券株式会社 9,250 口
- (5) 申込単位 : 1 口以上 1 口単位
- (6) 申込期間(申込期日) : 平成 29 年 4 月 11 日(火)
- (7) 払込期日 : 平成 29 年 4 月 12 日(水)
- (8) 上記(6)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定します。
- (10) オーバーアロットメントによる売出しを中止した場合は、本第三者割当による新投資口発行も中止します。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

(1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるカリオペから9,250口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は平成29年2月22日(水)開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口9,250口の第三者割当による新投資口発行を、平成29年4月12日(水)を払込期日として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、本投資口の日本国内における一般募集（以下「国内一般募集」といいます。）及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年4月7日(金)までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

この場合、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合には、みずほ証券株式会社によるカリオペからの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(2) 上記(1)に記載の取引について、みずほ証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社及び野村証券株式会社と協議の上これを行います。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	3,675,824 口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	185,000 口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	3,860,824 口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	9,250 口 (注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	3,870,074 口 (注)

(注) 本第三者割当の発行新投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）を取得することによるポートフォリオの収益性向上と財務基盤の安定性の向上、ひいては1口当たり分配金の持続的な成長を目的として、マーケット動向等を勘案した結果、新投資口の発行を決定したものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

87 億円（上限）

(注) 国内一般募集における手取金 66 億円、海外販売における手取金 17 億円及び本第三者割当による新投資口発行の手取金上限 4 億円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は、平成 29 年 2 月 16 日（木）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集における手取金（66 億円）は、海外販売における手取金（17 億円）と併せて、本日付「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」で公表した新たな特定資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口発行の手取金上限（4 億円）と併せて手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。但し、国内一般募集及び海外販売における手取金並びに本書の日付現在において予定している借入金 14,250 百万円の合計が取得予定資産の取得資金全額に満たない場合には、本第三者割当における手取金の全部又は一部を、取得予定資産の取得資金の一部に充当する場合があります。

(注) 上記の各手取金は、平成 29 年 2 月 16 日（木）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成 29 年 6 月期（第 28 期）及び平成 29 年 12 月期（第 29 期）の運用状況及び分配金の予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

7. 最近 3 営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近 3 営業期間の運用状況(注 1)

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 6 月期	平成 28 年 12 月期
1 口当たり 当期純利益(注 2)	937 円	1,270 円	1,477 円
1 口当たり分配金	1,187 円	1,186 円	1,477 円

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

実績配当性向(注3)	102.5%	94.8%	100.0%
1口当たり純資産(注4)	28,731円	35,368円	35,762円

(注1) 上記の最近3営業期間における本投資法人の発行済投資口数は、平成27年7月15日に公募による新投資口の発行及び平成27年8月12日に第三者割当による新投資口の発行を行った結果、平成27年12月期末は3,193,686口に増加しています。また、平成28年3月30日に公募による新投資口の発行及び平成28年4月27日に第三者割当による新投資口の発行を行った結果、平成28年6月期末は3,675,824口に増加しています。

(注2) 1口当たり当期純利益については期中平均投資口数(平成27年12月期3,149,936口、平成28年6月期3,436,572口、平成28年12月期3,675,824口)に基づいて算出しており、1円未満を四捨五入により表示しています。

(注3) 実績配当性向については、分配金総額(利益超過分配金を含まない)を当期純利益で除することにより算出しています。

(注4) 1口当たり純資産については期末発行済投資口の総口数に基づいて算出しており、1円未満を四捨五入により表示しています。

(注5) 平成28年12月期に係る数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を終了していませんので、監査報告書は受領していません。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	平成27年12月期	平成28年6月期	平成28年12月期
始値	66,000円	69,300円	65,500円
高値	76,400円	88,400円	70,300円
安値	57,900円	61,100円	49,600円
終値	70,400円	64,800円	52,700円

② 最近6カ月間の状況

	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月
始値	65,600円	56,800円	51,000円	57,500円	52,300円	53,200円
高値	66,000円	58,900円	59,500円	57,800円	54,000円	53,400円
安値	53,800円	49,900円	49,600円	52,000円	51,000円	47,650円
終値	56,400円	51,000円	57,000円	52,700円	53,400円	48,400円

(注) 平成29年2月の投資口価格については、平成29年2月21日現在で記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成29年2月21日
始値	48,450円
高値	48,500円
安値	48,150円
終値	48,400円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

発行期日	平成27年7月15日
調達資金の額	27,970,500,000円
払込金額(発行価額)	55,941円
募集時における発行済投資口の総口数	2,668,686口
当該募集による発行投資口数	500,000口
募集後における発行済投資口の総口数	3,168,686口
発行時における当初の資金使途	新たな特定資産の取得資金の一部に充当及び将来の

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成 27 年 7 月 16 日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

・第三者割当増資

発行期日	平成 27 年 8 月 12 日
調達資金の額	1,398,525,000 円
払込金額（発行価額）	55,941 円
募集時における発行済投資口の総口数	3,168,686 口
当該募集による発行投資口数	25,000 口
募集後における発行済投資口の総口数	3,193,686 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金用途	将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成 27 年 8 月 12 日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

・公募増資

発行期日	平成 28 年 3 月 30 日
調達資金の額	36,123,157,344 円
払込金額（発行価額）	78,612 円
募集時における発行済投資口の総口数	3,193,686 口
当該募集による発行投資口数	459,512 口
募集後における発行済投資口の総口数	3,653,198 口
発行時における当初の資金用途	新たな特定資産の取得資金の一部に充当及び将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成 28 年 3 月 31 日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

・第三者割当増資

発行期日	平成 28 年 4 月 27 日
調達資金の額	1,778,675,112 円
払込金額（発行価額）	78,612 円
募集時における発行済投資口の総口数	3,653,198 口
当該募集による発行投資口数	22,626 口
募集後における発行済投資口の総口数	3,675,824 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金用途	将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成 28 年 4 月 27 日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

8. その他（売却・追加発行等の制限）

- (1) 一般募集に関し、カリオペ及び Rayo 合同会社は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から受渡期日以降 90 日間を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、一般募集前から所有している本投資口の売却等（但し、カリオペについては、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨等を合意します。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (2) 一般募集に関し、本投資法人は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から受渡期日以降 90 日間を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（但し、一般募集、本第三者割当、投資口分割による本投資口の発行等を除きます。）を行わない旨等を合意します。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

以上

- * 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invincible-inv.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。